

The Norinchukin Trust & Banking Disclosure 2015

ディスクロージャー誌 2015





会社概要

名 称	農中信託銀行株式会社
英 文 名 称	The Norinchukin Trust & Banking Co.,Ltd.
設 立 年 月 日	平成 7 年 8 月 17 日
本 店 所 在 地	〒101-0047 東京都千代田区内神田一丁目 1 番 12 号
代表電話番号	03-5281-1311
営 業 所	本店のみ
資 本 金	200 億円
株 主	農林中央金庫 (保有株式 400,000 株保有割合 100%)
会計監査人の名称	新日本有限責任監査法人
U R L	http://www.nochutb.co.jp

目 次

ごあいさつ	1
業績ハイライト	2
役員	3
組織図	4
あゆみ	5～6
農林中央金庫グループのネットワーク	6
主要な業務の内容	7～8
リスク管理体制およびコンプライアンス（法令等遵守）の体制	9～10
中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組みの状況	11
当社が契約している指定紛争解決機関	12

データ編

業績の概要

事業の概況	13
対処すべき課題	13
主要な経営指標の推移	14



財務諸表

貸借対照表	15
損益計算書	16
株主資本等変動計算書	17
注記表	18
会計監査人の監査の有無	19
財務諸表の適正性および作成に係る内部監査の有効性についての確認	19

主要な業務の状況

業務粗利益等	20
資金運用・調達勘定の平均残高等	20
受取利息・支払利息の増減	20
利益率	20
営業経費の内訳	21

有価証券の状況

有価証券の種類別残高	21
有価証券の種類別・残存期間別残高	22
有価証券の時価等情報	22

信託業務の状況

信託財産残高表	23
金銭信託の信託期間別の元本残高	23

自己資本の充実の状況（単体・国内基準）

自己資本比率等の状況	24～25
信用リスクに関する事項	25～27
信用リスク削減手法に関する事項	28
派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	28
証券化エクスポージャーに関する事項	28～29
オペレーショナル・リスクに関する事項	30
銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	30
金利リスクに関する事項	31
報酬等に関する開示事項	31～32

関連法人等の状況	33
----------------	----

索引（法定開示項目一覧）	33～35
--------------------	-------

ごあいさつ

平素より農中信託銀行をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

この小冊子は、皆様に当社を一層ご理解いただくために作成したもので、当社の経営方針、業務内容、業績などについてご説明するものです。

当社は、農林中央金庫 100% 出資の信託銀行として平成 7 年 8 月に設立されました。設立以来、お客様へご提供する信託サービスの向上に注力してまいりました結果、平成 26 年度末（平成 27 年 3 月期）の信託財産残高は 16 兆 4,585 億円、経常利益につきましては 3,751 百万円となりました。ここに皆様方のご支援に対し、心より御礼申し上げます。

平成 26 年度におきましては、環境変化に柔軟かつ機動的に対応する業務展開がより求められることから策定した「中期経営計画」（平成 25 年度～平成 27 年度）のもと、「農林中金・系統グループの信託銀行としての機能還元」「農林中金・系統グループの信託銀行としての特性を活かした収益基盤の強化」「人材開発」「基盤・インフラ強化」を掲げ、これらの達成に向け全役職員一丸となって取り組みを進めております。

お客様の投融资ニーズに適切に対応した運用商品の提案や資産流動化・管理ニーズへの対応により信託機能等の提供に努めた中で、年金関連業務やシンジケートローンのアレンジメント業務等については着実に実績を積み上げたほか、当社の助言業務の一部につき、よりお客様のニーズにお応えするため親法人である農林中央金庫と共同した農林中金バリューストメンツ株式会社を平成 26 年 10 月 2 日に設立し、平成 27 年 1 月 23 日に営業を開始しております。

相続・遺言信託業務においては引き続き農林中金・系統との連携を強化し、組合員顧客との長期的な信頼関係の維持を見据えた業務態勢整備と代理店 JA の資産相談業務サポートを進めました。また森林再生、自然ふれあい教育振興、郷土芸能振興、福祉支援等を目的とした公益信託を通じて、系統団体の CSR 活動を支援し、社会貢献活動に取り組んでまいりました。

当期につきましても、お客様が求める信託機能を的確に把握し、付加価値と専門性を有する信託サービスを機動的に提供いたします。その実現のため、中期経営計画において掲げております「農林中金・系統グループの特性を活かした存在感のある信託銀行」の評価の確立、そして信託銀行としての競争力強化および着実な成長を目指してまいります。



これからもお客様の当社への信頼をもとに当社の信託業務が成り立つことを常に念頭に置きながら、受益者のために行動する信託銀行としてその信頼にお応えすべく、関連諸法令を踏まえたコンプライアンス態勢や内部管理態勢の一層の高度化を継続し、より強固な経営基盤の構築に注力してまいります。

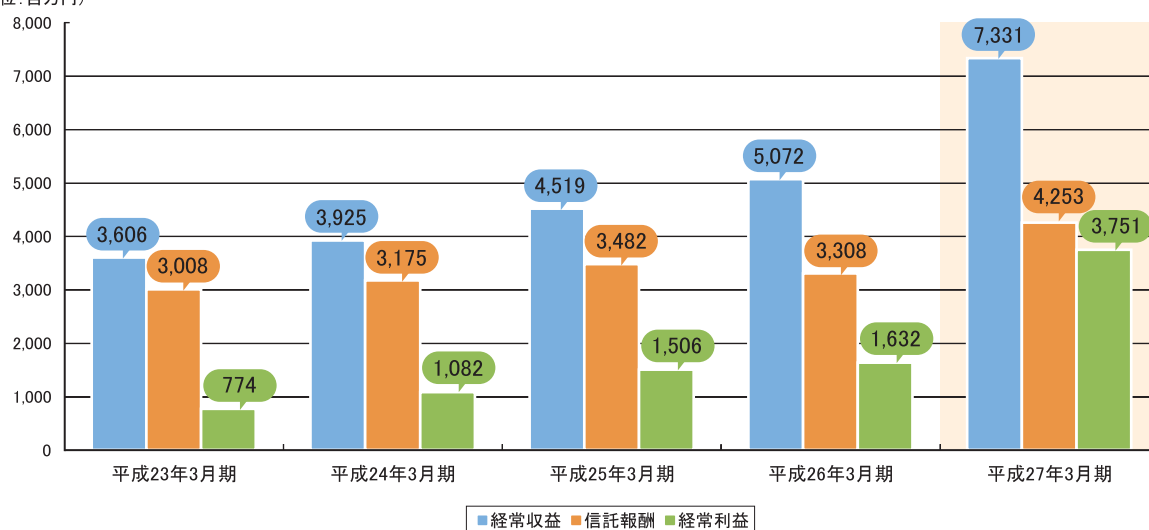
今後とも皆様の格別のご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 27 年 7 月
代表取締役社長 鳥井 一美

業績ハイライト

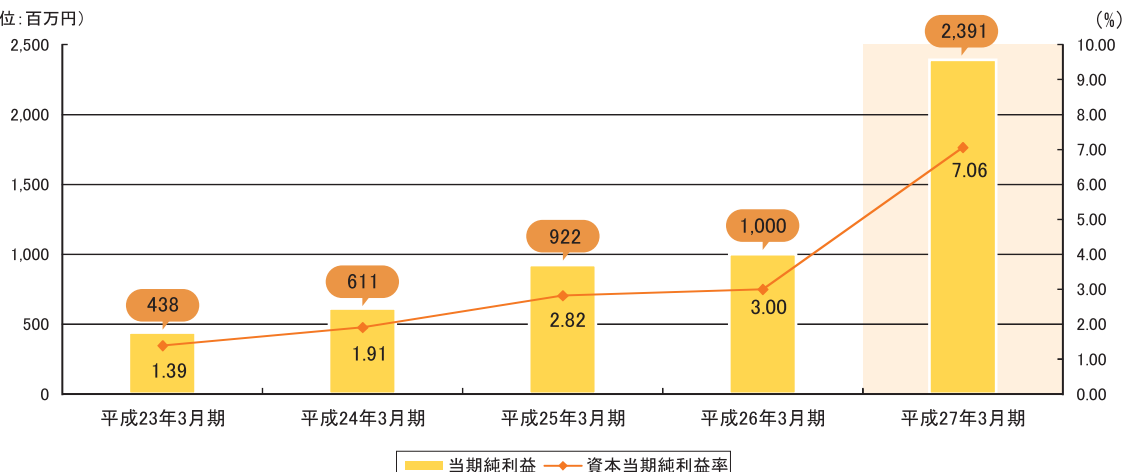
経常収益(うち信託報酬)・経常利益

(単位:百万円)



当期純利益および資本当期純利益率

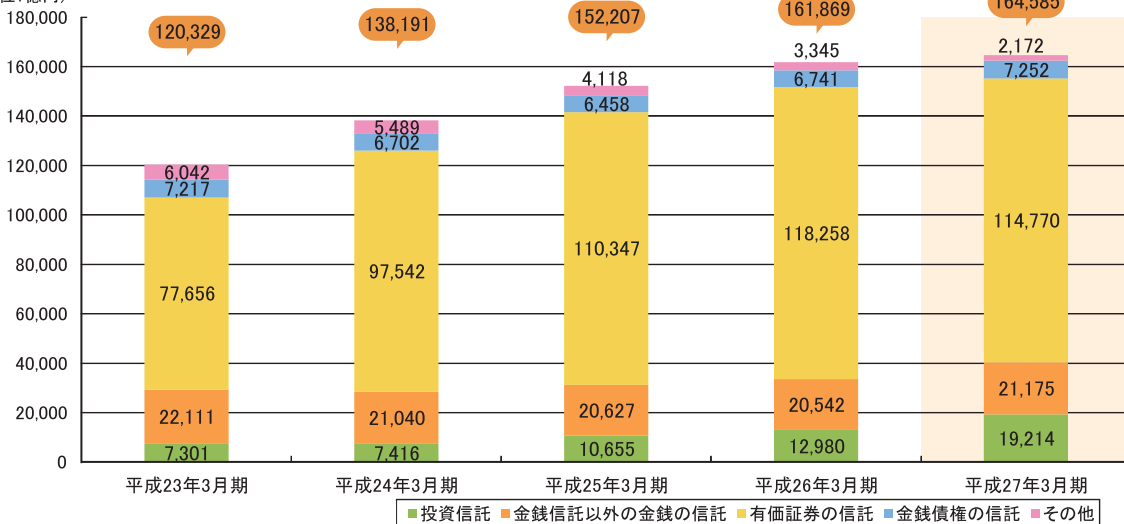
(単位:百万円)



(注) 資本当期純利益率＝当期純利益／純資産勘定平均残高

信託財産

(単位:億円)



役員

(平成 27 年 7 月 1 日現在)

役 職	氏 名	担 当
代 表 取 締 役 社 長	鳥 井 一 美	
代 表 取 締 役 専 務	庄 司 雅 典	
常 務 取 締 役	津 城 陽 一	
常 務 取 締 役	甲 斐 靖 也	
常 務 取 締 役 (社 外 取 締 役)	山 田 清 貴	
取 締 役	那 和 正 嗣	企 画 総 務 部 長
取 締 役	井 出 信 明	業 務 部 長
取 締 役	久 保 木 伸	不 動 産 ソ リ ュ ー シ ョ ン 部 長
取 締 役	近 藤 栄 一 郎	ト レ ー デ ィ ン グ 部 長
取 締 役 (社 外 取 締 役 ・ 非 常 勤)	中 野 慎 一 郎	
取 締 役 (社 外 取 締 役 ・ 非 常 勤)	新 分 敬 人	
常 勤 監 査 役 (社 外 監 査 役)	佐 藤 明 彦	
常 勤 監 査 役 (社 外 監 査 役)	石 原 剛 彦	
監 査 役 (社 外 監 査 役)	田 村 恵 子	

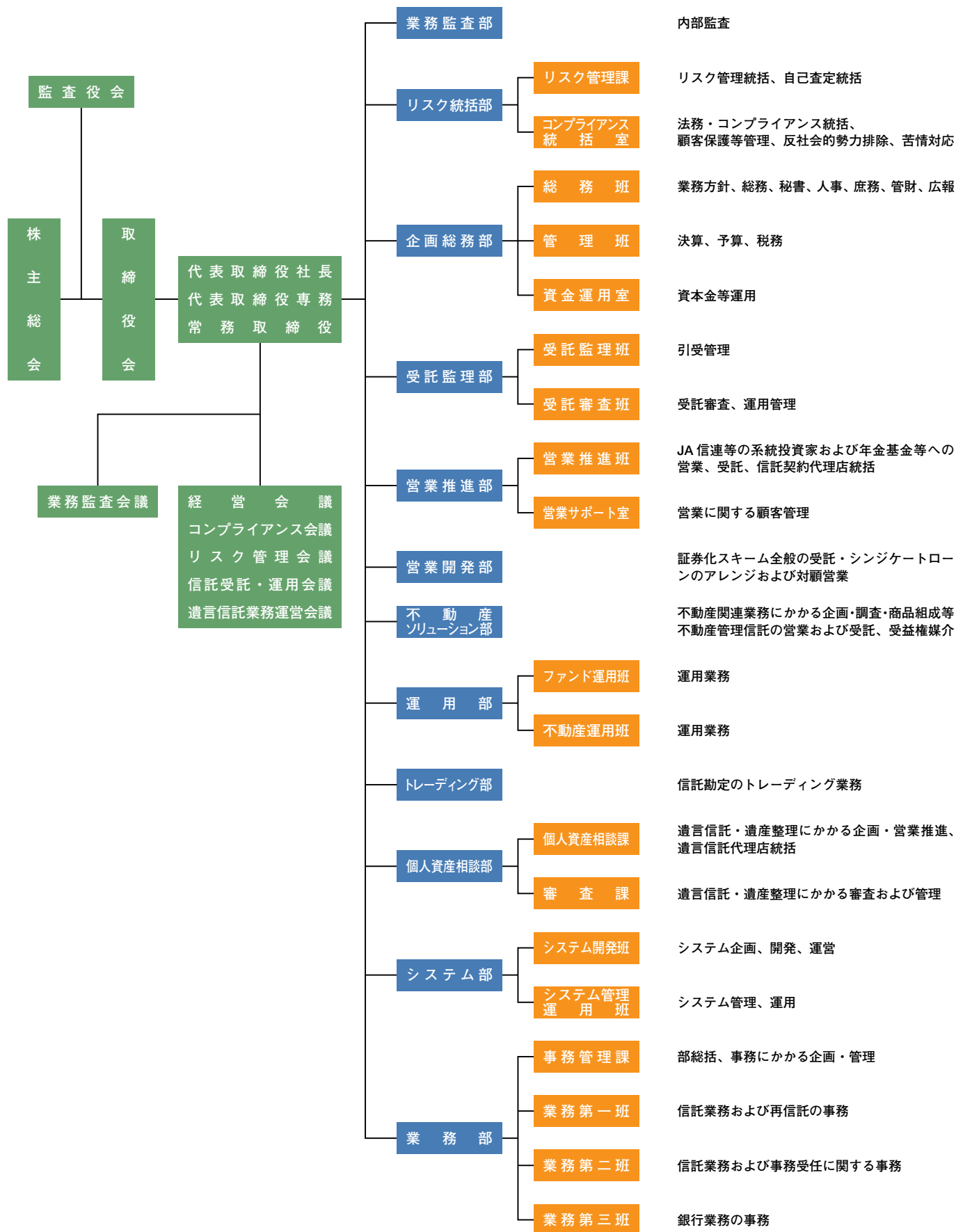


前列左より 津城陽一（常務取締役）、庄司雅典（代表取締役専務）、鳥井一美（代表取締役社長）、石原剛彦（常勤監査役）、佐藤明彦（常勤監査役）

後列左より 井出信明（取締役業務部長）、那和正嗣（取締役企画総務部長）、甲斐靖也（常務取締役）、山田清貴（常務取締役）、近藤栄一郎（取締役トレーディング部長）、久保木伸（取締役不動産ソリューション部長）

組織図

(平成 27 年 7 月 1 日現在)



あゆみ

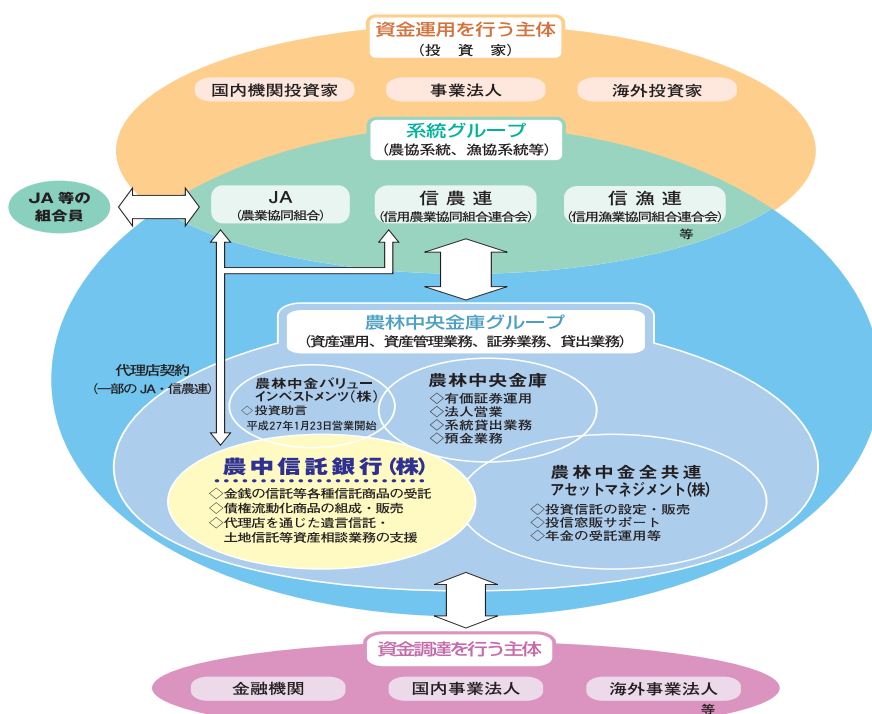
平成 7 年	8 月 17 日	農中信託銀行株式会社設立（農林中央金庫 100% 出資）
	9 月 22 日	農中信託銀行開業
	9 月 25 日	ファンドトラストを初受託
	9 月 28 日	金銭債権の信託を初受託
	11 月 2 日	投資信託を初受託
	11 月 10 日	有価証券の信託（債券）を初受託
平成 9 年	6 月 2 日	信託代理店業務開始
	10 月 1 日	特定金銭信託を初受託
平成 10 年	2 月 28 日	包括信託を初受託
	3 月 11 日	土地信託を初受託
	7 月 27 日	特定贈与信託を初受託
	8 月 20 日	JA から有価証券の信託を初受託
	8 月 26 日	金銭債権の流動化にかかる SPC 管理業務初受託
	11 月 26 日	公益信託を初受託
平成 11 年	3 月 31 日	創業赤字を解消
	7 月 26 日	ヘッジファンド（ファンドトラスト）の取引開始
	11 月 5 日	有価証券の信託（株式）を初受託
平成 12 年	7 月 1 日	コンプライアンス統括部・システム部設置
平成 13 年	2 月 28 日	MMF 受託開始
	〃	不動産証券化にかかる SPC 管理業務初受託
平成 14 年	6 月 27 日	リスク統括部設置（コンプライアンス統括部改組）
平成 15 年	3 月 14 日	不動産管理信託（不動産流動化案件）を初受託
	6 月 30 日	信託財産 10 兆円達成（10 兆 1,801 億円）
	12 月 1 日	投資信託の再信託開始
平成 16 年	4 月 19 日	特定金銭信託・特定金外信託・ファンドトラストの再信託開始
	11 月 1 日	商品管理部設置
平成 17 年	3 月 8 日	不動産私募ファンド（ファンドトラスト）を初受託
	3 月 23 日	J-REIT ファンド（ファンドトラスト）を初受託
	3 月 28 日	公益信託（森林再生基金）を受託
	3 月 31 日	期末信託財産 10 兆円達成（10 兆 7,315 億円）
	6 月 24 日	遺言信託業務認可取得
	10 月 3 日	個人資産相談部設置
	〃	遺言信託業務取扱開始
平成 18 年	2 月 24 日	将来債権（診療報酬債権）流動化案件を初受託
	3 月 31 日	期末信託財産 11 兆円達成（11 兆 4,271 億円）
	6 月 1 日	業務監査部を設置（業務監査役席改組）
	11 月 2 日	商品管理部を改組し、信託引受管理、信託引受審査等を担う部署として営業統括部を設置
平成 19 年	3 月 28 日	新 BIS 基準（バーゼルⅡ）オペレーショナルリスク粗利益配分手法採用の承認を取得
	3 月 31 日	期末信託財産 13 兆円達成（13 兆 5,235 億円）
	8 月 1 日	リスク統括部を再編し、コンプライアンス統括室とリスク管理課を設置
	9 月 14 日	年金信託初受託（厚生年金基金）
	12 月 26 日	投資運用（投資一任）業務・投資助言業務の登録完了
平成 20 年	1 月 4 日	営業部を再編し、営業第一部、営業第二部および運用部を設置
	3 月 31 日	期末信託財産 14 兆円達成（14 兆 4,551 億円）
	4 月 1 日	業務部を再編し、事務管理課、業務第一課、業務第二課、業務第三課および業務基盤構築班を設置 統合的リスク管理を開始
	7 月 14 日	投資一任業務を初受任
	10 月 24 日	不動産信託受益権等売買等業務の登録
	11 月 25 日	不動産関連特定投資運用業の登録
	12 月 26 日	不動産エクイティ媒介業務を初取引

平成 21 年	1 月 29 日	指名債権譲渡の媒介業務を初取引
	2 月 1 日	運用部を再編し、アルファ株式運用班を設置
	3 月 24 日	シンジケートローンのアレンジメント業務を初取引
	10 月 1 日	トレーディング室を設置
平成 22 年	2 月 1 日	営業体制を再編し、営業第二部の機能を営業第一部へ移管 不動産統括部を設置
	3 月 1 日	投資助言業務を初受任
	3 月 30 日	自己信託にかかる事務代行を開始
	7 月 1 日	トレーディング室を再編し、トレーディング部を設置
平成 23 年	7 月 1 日	営業統括部を再編し、信託管理室、信託管理課を設置
	9 月 21 日	不動産信託受益権媒介業務を初取引
	11 月 8 日	営業第一部を再編し、CMBS 管理室を設置 不動産統括部を再編し、不動産ソリューション部を設置
平成 24 年	7 月 1 日	運用部アルファ株式運用班を再編し、企業投資部を設置
	7 月 25 日	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社との間で業務協力関係にかかる契約締結
	11 月 1 日	営業第一部を再編し、営業推進部、営業開発部を設置
平成 25 年	3 月 31 日	期末信託財産 15 兆円達成 (15 兆 2,207 億円)
平成 26 年	3 月 31 日	期末信託財産 16 兆円達成 (16 兆 1,869 億円)
	4 月 18 日	営業統括部を再編し、受託監理部に名称変更
	〃	京都大学に平成 26 年度寄附講座「企業価値創造と評価」を開講
	10 月 2 日	当社助言業務の一部につき農林中央金庫と共同し農林中金バリューストメンツ株式会社を設立
平成 27 年	1 月 23 日	農林中金バリューストメンツ株式会社の営業開始

農林中央金庫グループのネットワーク

当社は、農林中央金庫の 100% 子会社であり、グループ内唯一の信託銀行として重要な役割を担っております。当社の親法人である農林中央金庫は、約 94 兆円の農協貯金等豊富な資金を背景として総資産は約 93 兆円にのぼり、わが国でトップクラスの資金量と信用力を誇る金融機関と位置づけられております。こうした評価と長年のノウハウの蓄積をもとに、農林中央金庫は国内外の金融市場における有力な機関投資家として、また、農林水産業系統中央機関として、日々資産の効率的運用に努めております。

私たち農中信託銀行は、農林中央金庫グループがこのような業務展開を通して培ってきたノウハウとネットワークをお客様の健全な資産管理・運用のために最大限に活用してまいります。



主要な業務の内容

1. 農林中央金庫・グループ各社と連携した系統団体等機関投資家への運用商品の提供

農林中央金庫グループが長年培ってきた豊富な投資ノウハウと証券管理事務ノウハウを駆使し、系統団体をはじめとするお客様にさまざまなサービスを提供いたします。

◇資産運用

「ファンドトラスト（指定金外信託）」を通して、ポートフォリオ分散・リスクリターン改善に寄与するオルタナティブ商品をご提供するほか、お客様のポートフォリオ資産の有効活用手段として「有価証券の信託」をご提供いたしております。長年培ってきたオルタナティブ投資分野での投資経験・ノウハウを活用し、年金信託および投資一任業務を通して、年金基様のオルタナティブ運用にかかるサポートを強化しております。

◇証券管理事務

機関投資家である系統団体をはじめとしたお客様にとって、適正な証券管理のためのシステム開発投資および事務負担はますます増大することが予想されます。当社では、証券管理事務ノウハウを「特定金銭信託」、「特定金外信託」という商品でご提供し、お客様の有価証券投資を管理事務面でもサポートいたしております。

また、再信託により管理事務の一部をアウトソーシングし業務の一層の効率化を進めるとともに、お客様へのサービス向上に努めております。

2. 信託機能を活用した企業等お取引先様への資金調達・資金運用の提供

◇不動産関連業務

拡大してきた不動産証券化市場において、不動産鑑定士や一級建築士等の専門的な人材を活用し、「不動産管理信託」「不動産特定金外信託」を通じ、不動産あるいは不動産ノンリコースローン等の信託財産の管理ならびに信託サービスの提供を行っています。また、不動産デットファイナンスのアレンジメント業務を通じ、投資家の皆様への運用商品のご提供に注力してまいります。

◇債権流動化業務

法人のお客様の財務戦略やリスクコントロールのニーズに応えるため、「金銭債権の信託」「指定金外信託」等の形で、法人のお客様が保有する資産を裏付けにした投資商品のアレンジメントや信託財産としての管理を行っています。

対象となる資産は、手形・売掛債権、リース料債権、割賦債権、企業向け貸付債権、住宅ローン債権等多岐に渡っており、お客様の資産流動化ニーズにお応えするとともに、投資家の皆様に対しても運用商品のご提供を行ってまいります。

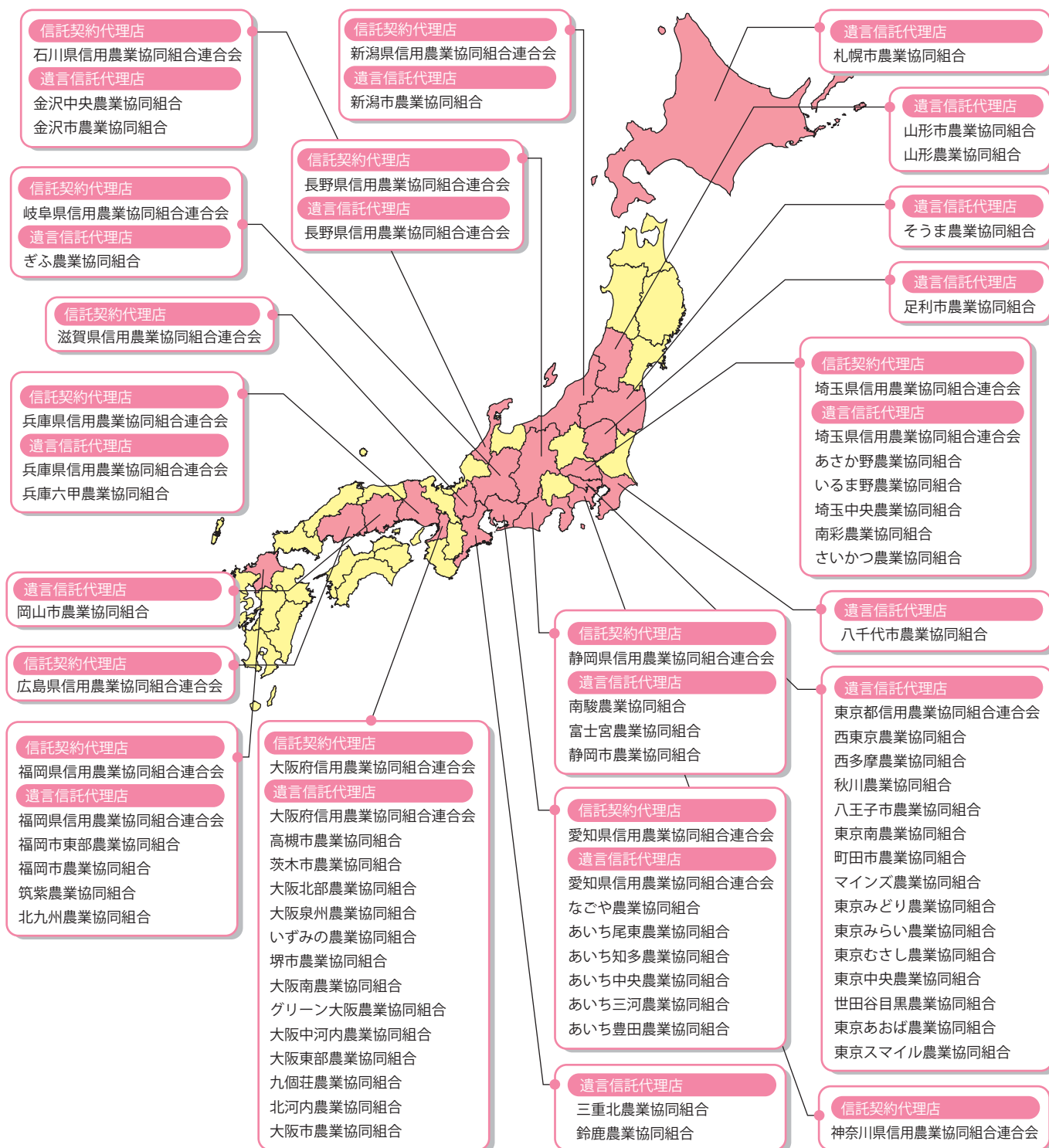
3. 系統内代理店業務等を通じた JA 組合員の皆様方等への信託機能の提供

高齢化の進展と金融資産の蓄積、さらにライフスタイルの多様化等に伴い、個人のお客様の資産運用・管理にかかるニーズは、一層強くなってきております。

平成 17 年 10 月より開始いたしました遺言信託・遺産整理業務につきましては、平成 27 年 7 月 1 日現在、全国で 66 の JA、信用農業協同組合連合会（信農連）が遺言信託代理店として、組合員の皆様方等のニーズにお応えしております。遺言信託・遺産整理にかかるご要望・ご相談は、以下の遺言信託代理店において承っております。

また、当社では JA や信農連と連携しながら、「土地信託」、「特定贈与信託」、「公益信託」という信託機能の提供により、組合員の皆様方等へのご要望にお応えしております。

平成 27 年 7 月 1 日現在、全国 13 府県の信農連が当社信託契約代理店となっており、信託業務にかかるご要望・ご相談は、お近くの信託契約代理店においても承っております。



リスク管理体制およびコンプライアンス（法令等遵守）の体制

1. 内部統制システム

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、以下のような内部管理態勢により、経営活動全般にわたって実効性ある不断の内部統制の高度化を図っております。

経営会議

経営の基本計画・予算・その他重要な業務執行について、全社的な立場から協議を行っております。

コンプライアンス会議

コンプライアンス統括部門担当役員を長とするコンプライアンス会議を設置し、コンプライアンス態勢全般にかかる企画・推進・進捗管理に関する協議・検討を行っております。

リスク管理会議

リスク管理統括部門担当役員を長とするリスク管理会議を設置し、業務運営上の諸リスクへの対応等について、協議・検討を行っております。

内部監査

業務ラインから独立した部門の業務監査部が「業務監査計画」に基づき、当社の経営活動全般にわたる管理・運営の遂行状況について監査を実施し、適正な業務運営の維持・改善に努めております。

2. リスク管理体制

昨今の金融市場の急速な変化や金融技術の高度化などにより、金融機関のビジネスチャンスが拡大する一方で、金融機関の抱えるリスクは一段と複雑化し、多様化しています。お客様の多様化・高度化するニーズに的確にお応えしつつ、経営の健全性を維持していくために、当社は、リスク管理を適切に行うことを経営の最重要課題の一つと位置づけ、不断の態勢充実を図っております。

リスク管理の基本方針

当社は、取締役会において、リスク管理の基本方針として「リスクマネジメント基本方針」を定めておりますが、特に受益者保護・受託者責任の立場から、「信託業務管理方針」により信託財産の運用管理等、信託業務を適切に管理し、信託財産等の収益の確保を図っていくことを基本としております。

また、市場、信用およびオペレーショナル・リスクを資本でカバーすべきリスクと認識し、これらのリスクを総体的に把握し、資本と比較して管理する統合的リスク管理を行っております。

リスク管理の組織体制

リスク管理に関する統括部署としてリスク統括部を設置しております。また、「リスクマネジメント基本方針」および年度の「リスク管理方針」は、リスク管理会議で協議し、取締役会において決定しております。さらに業務監査部は、定期的にリスク管理の状況を監査し、必要に応じ改善を指導・助言しております。

リスクの種類とその対応

リスクの種類		内容	具体的な管理方法
オペレーショナル・リスク	信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、当社が損失を被るリスク	* 銀行勘定の与信限度枠の設定・モニタリング * 債権流動化商品の信用リスクのモニタリング * 有価証券信託の限度枠のモニタリング
	市場リスク	金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、および、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク	* 銀行勘定の有価証券の評価損益・VaR・BPV等のリスク指標のモニタリング * ファントラにおける受託財産時価、発注事務等のモニタリング
	流動性リスク	運用と調達の間隔のミスマッチや著しき資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）	* 資金運用・調達額、期間ギャップのモニタリング
	事務リスク	業務の過程または従業員の活動が不適切であることにより損失が発生するリスク	* 月次の自主点検、半期ごとの他部署による業務レビュー * 組織の分離・相互牽制チェック体制に基づく業務処理
	システムリスク	コンピュータシステムのダウン、誤作動、システム不備、コンピュータが不正に使用されること、または情報システムの開発プロジェクトの不適切な運営等により、当社が損失を被るリスク	* システム障害・災害時緊急対応計画の策定 * システム更改時のインシデント発生時および定期的に行っているシステムリスク分析を踏まえたリスク低減策の実施 * サイバー攻撃等外部からの脅威に対するセキュリティ強化策の実施 * 職員へのセキュリティ教育・指導
	法務リスク	経営判断や個別業務の執行において、法令違反や不適切な契約締結等により、当社に損失が発生したり、取引上のトラブルが発生するリスク	* 弁護士等社外専門家との適切な連携 * 各種法令等の遵守・規定等の策定
	情報漏洩等リスク	セキュリティポリシーが遵守されず、情報が漏洩することに伴うリスク	* セキュリティポリシーやセキュリティスタンダード等の遵守
	その他リスク	労務慣行の問題や職場の安全衛生環境の問題に起因して損失を被るリスク（人的リスク）、自然災害等による大規模な被災や障害の発生に伴い、業務継続が困難となるリスク（業務継続リスク）等	* 人的リスク管理規程に基づく管理体系の整備 * 災害対策手続に沿った事後対応の徹底

信用・市場・流動性リスクの管理

信用・市場・流動性リスクについては、リスクを引き受けることが収益の源泉となるため、許容しうる一定のリスク量のもとで、いかにリスクを適切にマネジメントして収益を極大化させるかが、リスク管理の最大の眼目になります。

当社では、国債等を VaR (Value at Risk) 等によりリスク量の測定・把握を行い、リスクの総量が適切かどうかを確認するなど、リスク計量化とリスク管理体制のさらなる高度化を推進しております。

オペレーショナル・リスクの管理

当社では、オペレーショナル・リスクを、市場リスク、信用リスク、流動性リスク以外の受動的に発生するリスク（具体的には、事務リスク、法務リスク、システムリスク等）と位置づけし、管理しております。

これらのリスクについては、信託事務などの適切な遂行を行う過程で、いかにしてリスクを極小化し、お客様からの信頼を維持していくかが、リスク管理の最大の眼目になります。このため当社では、RCSA (Risk & Control Self-Assessment) を「RCSA 実施要領」に基づき実施し、潜在的なリスクの管理・削減および顕在化した損失情報の収集・分析に全社的に取り組む等、有効かつ効率的なリスク管理体制の構築に積極的に取り組んでおります。

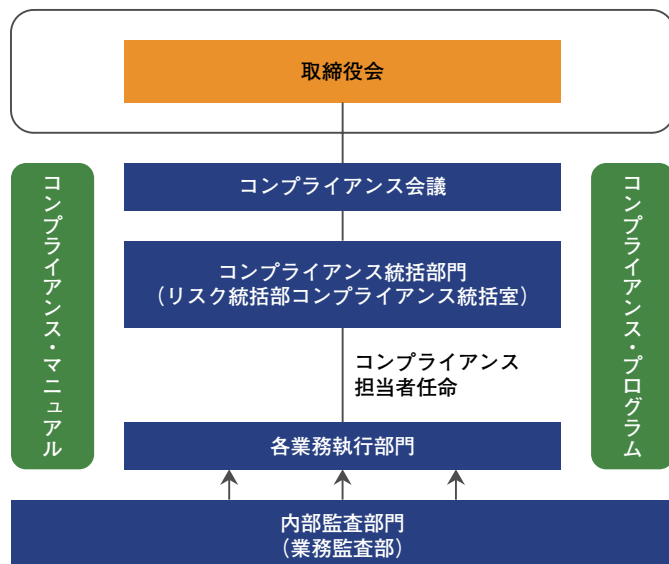
リスクモニタリング

リスク統括部では、銀行業務・信託業務にかかる様々なリスクに関するモニタリングを実施しております。また、モニタリング結果については、リスク管理会議に報告するなど、適正な管理を実施しております。

3. コンプライアンス（法令等遵守）体制

当社は、社会的責任と公共的使命を果たし、社会からの一層の揺るぎない信頼を確保していくためにも、法令等を厳格に遵守することはもとより、たとえ法令等に抵触しない場合でも、確固たる倫理観と誠実さに基づいて社会的規範に照らし公正な行動をとることが必要不可欠と考えております。

当社のコンプライアンス体制



コンプライアンス体制

当社では、コンプライアンスに関する統括部署としてコンプライアンス統括室を設置しております。また、コンプライアンスにかかる基本方針および遵守基準であるコンプライアンス・マニュアルを取締役会の決議により制定しております。

また、当社ではコンプライアンス態勢の整備や、その推進・教育研修活動などの実施計画を「コンプライアンス・プログラム」として年度ごとに策定し、その進捗を管理しながら実行することにより、役職員の遵守すべき事項の周知徹底、コンプライアンス・マインドの醸成に努めるなど、コンプライアンス態勢の一層の充実をはかっております。

コンプライアンスへの取り組み

当社では、定期的なコンプライアンス研修等により、役職員の遵守すべき事項の周知徹底、コンプライアンス・マインドの醸成に努めるなど、コンプライアンスへの不断の取り組みを行っております。

また、コンプライアンス統括室を中心に、弁護士等社外専門家とも連携を図りながら、コンプライアンス態勢の一層の強化に取り組んでおります。

内部者通報制度

当社では、すべての役職員を対象とした制度として「コンプライアンス・ホットライン」を設置しております。公益通報者保護法の趣旨も踏まえ、通報者が通報を行ったことを理由として不利益な取扱いを一切受けないこと等をルール化するとともに、社外の通報受付窓口を通じた通報を可能にするなど、実効性ある体制構築に努めております。

個人情報保護宣言

当社では、「個人情報保護宣言」を定め、関係諸法令を遵守するほか、この個人情報保護宣言に基づき個人情報の保護に努めております。

(参照 URL <http://www.nochutb.co.jp/個人情報保護>)

反社会的勢力との取引排除について

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。そのために、「組織としての対応」「外部専門機関との連携」「取引を含めた一切の関係遮断」「有事における民事と刑事の法的対応」「裏取引や資金提供の禁止」の基本原則に沿って対応いたします。

(参照 URL <http://www.nochutb.co.jp/反社会的勢力との取引排除について>)

利益相反管理態勢の運営

当社は、農林中金グループの一員として、お客様の利益保護の観点から利益相反のおそれのある取引を管理するため、法令等を踏まえた「利益相反管理方針」を定め、態勢の運営に努めてまいります。

(参照 URL <http://www.nochutb.co.jp/利益相反管理方針の概要>)

金融円滑化管理態勢の運営

当社は、金融機関の持つ社会的責任、公共的使命の重みを常に認識し、信託業務における受託者として金融仲介機能を適切に果たすことが、お客様および経済の健全な発展、個人生活の充実等に資するものになるとの考えに基づき、金融円滑化に取り組んでまいります。

(参照 URL <http://www.nochutb.co.jp/金融円滑化管理方針の概要>)

中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組みの状況

中小企業者等からの貸出等の相談・申込みに対しては、信託銀行として受益者の意向も踏まえつつ誠実かつ丁寧に対応することとしております。

また、地域の活性化のための取組みとして公益信託による社会貢献があります。公益信託とは、お客様が公益（公共の利益）を目的として財産を信託し、信託銀行等がその財産を管理運用して公益目的を実現するものです。公益信託の目的には、自然環境保全、文化財の保護、教育、社会福祉事業、慈善活動などがありますが、信託銀行はこれらの公益信託の受託を通じて、社会に貢献しております。

当社では、平成 10 年 11 月に「JA 長野信連 50 周年記念 自然ふれあい教育振興基金」を受託して以来、「JA バンク新潟県信連創立 50 周年記念ホームヘルパー支援基金」「JA・静岡県信連 民俗芸能振興基金」「JA・岐阜県信連 民俗文化財振興基金」など、地域の教育・福祉・文化財保護などを支援することを目的として、各地域の JA グループの皆様方から様々な公益信託を受託しています。

なかでも平成 17 年 3 月に農林中央金庫から受託した森林再生基金（通称：FRONT 80）にかかる公益信託は、荒廃した国内の森林を再生する事業や活動に対して助成することを目的とした、他に例のないユニークなものです。平成 26 年 5 月には、荒廃した民有林の再生や森林の多面的機能の持続的な発揮を目的として、農林中央金庫が「FRONT 80」の後継基金として創設した「公益信託 農林中金森林再生基金（通称：農中森力（もりぢから）基金）」を受託いたしました。本基金では、森林施業の今日的課題の一つである「施業集約化」や「搬出間伐等」の取組みを更に加速化させるため、荒廃林の再生事業の中でも、特に地域の模範となり高い波及効果が見込まれる事業や、先進性のある事業に重点的に助成を実施し、地域の中核を担う林業事業者（非営利の法人）の事業実施態勢整備のサポートを行っていきます。

農林中央金庫グループならではのこの取組みにより、国土の保全や水源の涵養などの機能を持ち、また農林水産業の持続的な発展にも欠かすことのできない森林資源の保全に、少しでもお役に立つことができるよう努めてまいります。

（参照 URL <http://www.nochutb.co.jp/社会貢献活動>）

当社が契約している指定紛争解決機関

平成 22 年 10 月 1 日より金融 ADR 制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）が導入され、金融機関との間に苦情・紛争処理を必要とする事案が発生し、その解決がなかなか進まない場合の解決手段のひとつとして、同制度をご利用いただけるようになりました。当社は金融 ADR 制度に基づき設置された下記の「指定紛争解決機関」に加盟しております。

当社が契約している指定紛争解決機関

根拠とする法令	銀行法	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律
当社が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人 全国銀行協会	一般社団法人 信託協会
連絡先	全国銀行協会相談室 0570-017109 03-5252-3772	信託相談所 0120-817335 03-6206-3988

当社が取り扱う投資一任業務や投資助言業務などの登録金融機関業務につきましては、現在のところ金融 ADR 制度上の「指定紛争解決機関」は設置されておられません。しかし、その代替措置として、一般社団法人 全国銀行協会、もしくは下記の通り、当社が加入する日本証券業協会および社団法人 日本証券投資顧問業協会から委託を受けた特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）を利用いただくこともできます。

名称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
相談窓口の名称	証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC） 0120-64-5005

（参照 URL <http://www.nochutb.co.jp/> 当社へのご相談・苦情）

業績の概要

事業の概況

平成 26 年度におきましては、質的・量的な金融緩和が継続されるなか、企業の設備投資が持ち直すなど景況感に回復の兆しはみられ、先行き不透明ながら経済・金融市場においては円安・株高の傾向が持続しております。

このような業務環境のなか、中期経営計画に基づきお客様の投資ニーズや市場環境に応じた運用商品の提案、資産流動化・管理ニーズへの対応など、当社が強みとする分野への信託機能等の提供に努めるとともに、お客様への誠実なフォローを行って受託者責任を適切に果たしてまいりました。

相続・遺言関連業務におきましては、農林中金・系統との連携の強化、および系統信用事業の顧客基盤維持等に向けた取組みを進めるとともに、引き続き JA 組合員の遺言信託へのニーズに適切に対応し、JA の資産相談業務サポートを行ってまいりました。

また、当社の助言業務の一部につき、よりお客様のニーズにお応えするため農林中央金庫と共同して農林中金バリューインベストメンツ株式会社を設立しております。

こうした取組みの結果、平成 26 年度の業容・業績は次のとおりとなりました。

信託財産につきましては、平成 26 年度末残高は前期比 2,716 億円増の 16 兆 4,585 億円となりました。このうち、有価証券の信託は同 3,488 億円減の 11 兆 4,770 億円、投資信託は同 6,233 億円増の 1 兆 9,214 億円、包括信託は同 1,117 億円減の 10 億円、金銭信託以外の金銭の信託は同 633 億円増の 2 兆 1,175 億円、金銭債権の信託は同 511 億円増の 7,252 億円、年金信託は同 130 億円増の 1,257 億円となりました。

損益につきましては、収益環境の好転等を主因として信託報酬は前期比 945 百万円増の 4,253 百万円、役務収益は前期比 1,331 百万円増の 2,936 百万円となり、経常収益は同 2,259 百万円増の 7,331 百万円となりました。一方、経常費用は同 140 百万円増の 3,580 百万円となり、経常利益は同 2,119 百万円増の 3,751 百万円、当期純利益は同 1,390 百万円増の 2,391 百万円となりました。

平成 27 年 3 月末現在、遺言信託代理店については 64 の JA・信農連、信託契約代理店については、13 の信農連が参加しています。

対処すべき課題

当社が信託銀行としての競争力を強化し着実な成長を遂げるためには、お客様のニーズを的確に把握し、付加価値ある信託機能等を発揮するとともに、環境変化に柔軟かつ機動的に対応した業務展開を進めることが必要であると認識しております。

これらを実現するため、「中期経営計画（平成 25 年度～平成 27 年度）」において「農林中金・系統グループの信託銀行としての機能還元」「農林中金・系統グループの信託銀行としての特性を活かした収益基盤の強化」「人材開発」「基盤・インフラ強化」を掲げており、これらの達成に向けた取組みを進めております。

相続・遺言関連業務については、農林中金・系統との連携を強化し、組合員顧客との長期的な信頼関係維持を見据えた業務態勢整備を進めてまいります。また、森林再生、自然ふれあい教育振興、郷土芸能振興、福祉支援等を目的とした公益信託を通じて系統の CSR 活動を支援してまいります。

さらに、信託銀行としての社会的責任と公共的使命を果たすべく、信託法、金融商品取引法等をはじめとする関連諸法令を踏まえたコンプライアンス態勢や内部統制、内部管理態勢の一層の高度化を図ってまいります。

以上の取組みを通じて、当社はお客様のご期待にお応えできるよう業務に邁進する所存です。

主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
経 常 収 益	3,606	3,925	4,519	5,072	7,331
経 常 利 益	774	1,082	1,506	1,632	3,751
当 期 純 利 益	438	611	922	1,000	2,391
資 本 金	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
(発 行 済 株 式 総 数)	400千株	400千株	400千株	400千株	400千株
純 資 産 額	32,375	33,033	33,974	34,936	36,521
総 資 産 額	40,480	43,185	42,766	44,103	46,886
預 金 残 高	—	—	—	—	—
貸 出 金 残 高	—	—	—	—	—
有 価 証 券 残 高	29,936	26,797	26,760	27,676	26,866
単体自己資本比率 (国内基準)	274.46%	288.35%	249.45%	213.57%	176.44%
配 当 性 向	—	—	—	79.92%	79.44%
従 業 員 数	124人	124人	128人	132人	128人
信 託 報 酬	3,008	3,175	3,482	3,308	4,253
信 託 財 産 額	12,032,905	13,819,199	15,220,769	16,186,901	16,458,571
信 託 勘 定 貸 出 金 残 高	566,341	281,243	347,513	403,593	342,267
信 託 勘 定 有 価 証 券 残 高	212,760	203,354	171,139	127,850	137,363

(注)「単体自己資本比率 (国内基準)」は、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成 18 年金融庁告示第 19 号)」に基づき算出しております。

なお、平成 25 年 3 月期以前についてはバーゼルⅡに基づく単体自己資本比率 (国内基準) を記載しております。

平成 26 年 3 月期にあたっては剰余金処分として 800 百万円の配当を行っております。

平成 27 年 3 月期にあたっては剰余金処分として 1,900 百万円の配当を行っております。

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	科 目	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金 預 け 金	13,997	16,439	信 託 勘 定 借	6,660	6,638
預 け 金	13,997	16,439	そ の 他 負 債	2,143	3,327
有 価 証 券	27,676	26,866	未 払 法 人 税 等	371	1,165
国 債	18,668	18,619	未 払 費 用	373	418
社 債	4,525	3,513	前 受 収 益	8	0
株 式	4,180	4,420	信 託 仮 受 金	1,285	1,474
そ の 他 の 証 券	300	311	そ の 他 の 負 債	105	268
そ の 他 資 産	1,761	2,678	賞 与 引 当 金	184	185
前 払 費 用	38	39	退 職 給 付 引 当 金	157	177
未 収 収 益	1,684	2,580	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	21	36
そ の 他 の 資 産	39	57	負 債 の 部 合 計	9,167	10,365
有 形 固 定 資 産	226	236	(純 資 産 の 部)		
建 物	127	117	資 本 金	20,000	20,000
その他の有形固定資産	98	118	利 益 剰 余 金	14,853	16,445
無 形 固 定 資 産	297	452	利 益 準 備 金	-	160
ソ フ ト ウ ェ ア	293	448	そ の 他 利 益 剰 余 金	14,853	16,285
その他の無形固定資産	3	3	繰 越 利 益 剰 余 金	14,853	16,285
繰 延 税 金 資 産	144	214	株 主 資 本 合 計	34,853	36,445
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	83	76
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	83	76
			純 資 産 の 部 合 計	34,936	36,521
資 産 の 部 合 計	44,103	46,886	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	44,103	46,886

損益計算書

(単位：百万円)

	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
経 常 収 益	5,072	7,331
信 託 報 酬	3,308	4,253
資 金 運 用 収 益	141	141
有 価 証 券 利 息 配 当 金	132	132
預 け 金 利 息	9	8
役 務 取 引 等 収 益	1,604	2,936
そ の 他 の 役 務 収 益	1,604	2,936
そ の 他 業 務 収 益	17	－
国 債 等 債 券 売 却 益	17	－
そ の 他 経 常 収 益	0	0
そ の 他 の 経 常 収 益	0	0
経 常 費 用	3,439	3,580
資 金 調 達 費 用	0	0
借 用 金 利 息	0	0
そ の 他 の 支 払 利 息	0	0
役 務 取 引 等 費 用	596	606
支 払 為 替 手 数 料	4	4
そ の 他 の 役 務 費 用	592	602
営 業 経 費	2,835	2,972
そ の 他 経 常 費 用	6	0
そ の 他 の 経 常 費 用	6	0
経 常 利 益	1,632	3,751
特 別 利 益	0	－
そ の 他 の 特 別 利 益	0	－
特 別 損 失	3	3
固 定 資 産 処 分 損	3	3
税 引 前 当 期 純 利 益	1,629	3,748
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	623	1,417
法 人 税 等 調 整 額	4	△ 60
法 人 税 等 合 計	628	1,356
当 期 純 利 益	1,000	2,391

株主資本等変動計算書

平成 27 年 3 月期

(単位：百万円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額 等合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
			繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	20,000		14,853	14,853	34,853	83	83	34,936
当 期 変 動 額								
剰余金の配当		160	△ 960	△ 800	△ 800			△ 800
当 期 純 利 益			2,391	2,391	2,391			2,391
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						△ 6	△ 6	△ 6
当期変動額合計		160	1,431	1,591	1,591	△ 6	△ 6	1,584
当 期 末 残 高	20,000	160	16,285	16,445	36,445	76	76	36,521

平成 26 年 3 月期

(単位：百万円)

	株主資本			評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・ 換算差額 等合計
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
		繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	20,000	13,852	13,852	33,852	121	121	33,974
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益		1,000	1,000	1,000			1,000
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）					△ 38	△ 38	△ 38
当期変動額合計		1,000	1,000	1,000	△ 38	△ 38	962
当 期 末 残 高	20,000	14,853	14,853	34,853	83	83	34,936

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8 年～50 年 その他 4 年～15 年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における要支給額に相当する額を引き当てております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産にかかる控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

- 日本銀行当座預金決済にかかる当座借越取引の担保とした有価証券 18,619 百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は 26 百万円であります。
- 有形固定資産の減価償却累計額 445 百万円
- 関係会社に対する金銭債権総額 4,853 百万円
- 関係会社に対する金銭債務総額 0 百万円

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

信託報酬	1,926 百万円
資金運用取引にかかる収益総額	21 百万円
その他の取引にかかる収益総額	85 百万円

関係会社との取引による費用

役務取引等にかかる費用総額	22 百万円
その他の取引にかかる費用総額	213 百万円

2. 関連当事者との取引

(1) 親法人および法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容（注 1）	取引金額（百万円）（注 2）	科目	期末残高（百万円）（注 2）
親法人	農林中央金庫	被所有 100%	信託取引の受託等	信託報酬受領	1,926	未収収益	1,329
				事務所等賃借料支払	201	－	－
				－	－	社債	3,513

（注 1）関連当事者との価格その他の取引条件については、一般取引条件を勘案し決定しております。

（注 2）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(2) 子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注）	科目	期末残高（百万円）（注）
関連会社	農林中金バリューインベスメント株式会社	所有 30%	投資助言取引の委任等	出資の引受け	240	株式	240

（注）当社が設立出資につき 1 株あたり 50 千円で引き受けたものであります。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容（注 1）	取引金額（百万円）（注 2）	科目	期末残高（百万円）（注 2）
同一の親法人を持つ会社	農林中金全共連アセシメント株式会社	－	投資助言取引の受任等	－	－	株式	3,000
				投資助言報酬受領	645	未収収益	10

（注 1）一般取引条件を勘案し決定しております。

（注 2）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	400	－	－	400

2. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1 株当たり配当額
平成 26 年 6 月 26 日	普通株式	800 百万円	2,000 円
基準日	効力発生日		
平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 6 月 27 日		

(2) 基準日が当事業年度に属する配当

基準日が当事業年度に属する配当について以下が該当します。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1 株当たり配当額
平成 27 年 6 月 25 日	普通株式	1,900 百万円	利益剰余金	4,750 円
基準日	効力発生日			
平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 26 日			

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は信託主業の金融機関であり、貸出業務ならびに資金調達を実施していません。運用面については自己資本勘定ならびに信託勘定借のみであり、保有する有価証券は国債ならびに金融債が中心となっております。その他は日本銀行への預け金やコールローン等金融機関取引が主たるものとなっております。デリバティブ取引や外貨建ての取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社の金融資産は、資本金運用としての国債、金融債等の有価証券および預け金が中心となっており、有価証券については「その他有価証券」として保有しております。これらには、発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクや流動性リスクがあります。また、金融負債として信託勘定の余資運用を行っている信託勘定借があります。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は「リスクマネジメント基本方針」のもと、信用リスクにかかる管理諸規定に従い、リスク統括部が、信用リスクの特性を考慮し評価およびモニタリングを行い、リスク管理会議でその結果を報告しております。具体的には、(a) 与信先の信用格付、(b) シーリングの設定・管理、(c) リスク資本の使用状況のモニタリング等を実施しております。

② 市場リスクの管理

(i) 市場リスクの管理

当社は「リスクマネジメント基本方針」のもと、市場リスクにかかる管理諸規定に従い、リスク統括部がポートフォリオの状況等に関する分析・モニタリング・報告を行っております。市場ポートフォリオのリスクテイクの上限は、エコノミックキャピタル管理および規制資本管理によって規制されており、エコノミックキャピタル配付枠超過時や規制資本管理上のチェックポイント到達時においては、リスク管理会議における対応方針の協議を経て、その対応策が取締役会で決定されることとなっております。

(ii) 市場リスクにかかる定量的情報

当社において主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、国債、金融債です。これらの金融資産に関する VaR の算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間 240 日、信頼区間 99.5%、観測期間 750 営業日）を採用しております。平成 27 年 3 月 31 日現在、当社が保有する国債および金融債の市場リスク量（損失額の推定値）は、全体で 211 百万円であります。なお、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、市場環境が非常に大きく変化する状況下（いわゆるテールリスク）を想定して、ストレステストによる安全性分析を行っております。

③資金調達にかかる流動性リスクの管理

当社は資金調達をおこなっておらず、流動性リスクは限定的であります。リスク統括部が流動性リスクのコントロール部署として、担保余力の把握等の日常的な資金繰り管理を主体としつつ、「流動性逼迫区分」の切り替えや、流動性限度額規制を実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 27 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注 2）参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	16,439	16,439	－
(2) 有価証券	22,445	22,445	－
その他有価証券	22,445	22,445	－
資 産 計	38,884	38,884	－
(1) 信託勘定借	6,638	6,638	－
(2) 信託仮受金	1,474	1,474	－
負 債 計	8,113	8,113	－

（注 1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

これらはすべて満期のない預け金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

債券・投資信託は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。株式については、すべて時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式であるため時価開示の対象としておりません。なお、保有目的のその他の有価証券に関する注記事項については、22 ページ「有価証券の時価等情報－平成 27 年 3 月期」に記載しております。

負 債

(1) 信託勘定借

信託勘定借については、信託勘定の余裕金または未運用元本を銀行勘定経由で運用を行う場合の勘定であり、約定期間の定めはなく、決算日において返済を行う場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

(2) 信託仮受金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注 2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（2）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊）	4,180
合 計	4,180

（＊）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（注 3）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金（＊1）（＊2）	16,439	－	－	－	－	－
有価証券（＊2）	6,500	8,500	7,119	－	－	－
その他有価証券の うち満期があるもの	6,500	8,500	7,119	－	－	－
合 計	22,939	8,500	7,119	－	－	－

（＊1）預け金はすべて満期のないものであり、これらは、「1 年以内」に含めて開示しております。

（＊2）償還予定額は、預け金については帳簿価額、有価証券については額面金額によっております。

（注 4）社債、借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

有利子負債は信託勘定借のみであり、約定期間の定めがないことから開示を省略しております。

（有価証券関係）

有価証券関係については 22 ページ「有価証券の時価等情報－平成 27 年 3 月期」のとおりであります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。なお、その他有価証券評価差額金については、評価差損および評価差益の各合計額を相殺した後の純額を表示しております。

繰延税金資産

賞与引当金	61 百万円
退職給付引当金	57
未払事業税	85
減価償却損金算入限度超過額	10
役員退職慰労引当金	11
その他有価証券評価差額金	2
その他	24
繰延税金資産合計	253
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	38
繰延税金負債合計	38
繰延税金資産の純額	214 百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 9 号）が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算の使用する法定実効税率は従来の 35.64％から、平成 27 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については 33.10％に、平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 32.34％となります。この税率変更により、繰延税金資産は 17 百万円減少し、その他有価証券評価差額金は 3 百万円増加し、法人税等調整額は 21 百万円増加しております。

（1 株当たり情報）

1 株当たりの純資産額	91,303 円 83 銭
1 株当たりの当期純利益金額	5,978 円 87 銭

会計監査人の監査の有無

貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書については、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受け、会社の財産並びに損益の状況を適正に表示していると認める旨の監査報告書を受領しております。

財務諸表の適正性および作成に係る内部監査の有効性についての確認

私は、当社の平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの第 20 期事業年度にかかる財務諸表について、すべての重要な点において、適正に表示されていることを確認いたしました。なお、内部監査部署にて、内部管理態勢の適切性と有効性の検証・評価を定期的の実施し、重要な事項は取締役会等へ報告する体制により、財務諸表の適正性の確保を図っております。

平成 27 年 7 月 23 日

代表取締役社長

島井 一美

主要な業務の状況

業務粗利益等

(単位：百万円)

項 目	平成 26 年 3 月期			平成 27 年 3 月期		
	全社計	国内業務	国際業務	全社計	国内業務	国際業務
信託報酬	3,308	3,308	－	4,253	4,253	－
資金運用収支	140	140	－	140	140	－
資金運用収益	141	141	－	141	141	－
資金調達費用	0	0	－	0	0	－
役務取引等収支	1,007	1,023	△ 15	2,330	1,347	982
役務取引等収益	1,604	1,252	352	2,936	1,603	1,333
役務取引等費用	596	229	367	606	255	351
その他業務収支	17	17	－	－	－	－
その他業務収益	17	17	－	－	－	－
その他業務費用	－	－	－	－	－	－
業務粗利益	4,473	4,489	△ 15	6,723	5,741	982
業務粗利益率	11.82%	11.93%	△ 7.72%	17.58%	15.10%	491.18%
業務純益	1,692	1,708	△ 15	3,773	2,791	982

(注) 業務粗利益率 = (業務粗利益 ÷ 資金運用勘定平均残高) × 100

資金運用・調達勘定の平均残高等

(単位：百万円)

項 目	平成 26 年 3 月期			平成 27 年 3 月期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	37,820	141	0.37%	38,226	141	0.36%
国内業務	37,620	141	0.37%	38,026	141	0.37%
国際業務	199	－	－	199	－	－
資金調達勘定	4,947	0	0.02%	4,916	0	0.02%
国内業務	4,947	0	0.02%	4,916	0	0.02%
国際業務	－	－	－	－	－	－
資金運用収支・資金粗利轄		140	0.35%		140	0.34%
国内業務		140	0.35%		140	0.35%
国際業務		－	－		－	－

(注) 貸出金の取扱残高はありません。

受取利息・支払利息の増減

(単位：百万円)

項 目	平成 26 年 3 月期			平成 27 年 3 月期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 1	△ 32	△ 34	2	△ 2	△ 0
国内業務	8	△ 24	△ 16	2	△ 2	△ 0
国際業務	△ 8	△ 9	△ 17	－	－	－
支払利息	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0
国内業務	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0
国際業務	－	－	－	－	－	－

(注) 1. 残高および利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
 2. 受取利息および支払利息については、一部について業務別に増減を相殺しているため、国内業務と国際業務の合計額が合計欄と一致しない場合があります。

利益率

(単位：%)

項 目	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
総資産経常利益率	4.19	9.50
資本経常利益率	4.89	11.08
総資産当期純利益率	2.57	6.05
資本当期純利益率	3.00	7.06

(注) 1. 総資産経常（当期純）利益率 = 経常（当期純）利益 ÷ 総資産平均残高 × 100
 2. 資本経常（当期純）利益率 = 経常（当期純）利益 ÷ 純資産勘定平均残高 × 100

営業経費の内訳

(単位：百万円)

科 目	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
給 料 ・ 手 当	1,504	1,498
役 員 退 職 慰 労 金	17	19
退 職 給 付 費 用	31	32
福 利 厚 生 費	195	200
減 価 償 却 費	163	202
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	208	215
営 繕 費	7	2
消 耗 品 費	34	27
給 水 光 熱 費	7	6
旅 費	107	126
通 信 費	11	12
広 告 宣 伝 費	1	1
諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費	36	44
租 税 公 課	77	94
そ の 他	430	490
合 計	2,835	2,972

有価証券の状況

有価証券の種類別残高

(単位：百万円)

種 類	平成 26 年 3 月期		平成 27 年 3 月期	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	18,668	18,830	18,619	19,590
国 内 業 務	18,668	18,830	18,619	19,590
国 際 業 務	—	—	—	—
社 債	4,525	4,505	3,513	4,244
国 内 業 務	4,525	4,505	3,513	4,244
国 際 業 務	—	—	—	—
株 式	4,180	4,180	4,420	4,301
国 内 業 務	4,180	4,180	4,420	4,301
国 際 業 務	—	—	—	—
外 国 証 券	194	199	192	199
国 内 業 務	—	—	—	—
国 際 業 務	194	199	192	199
そ の 他 の 証 券	106	92	119	100
国 内 業 務	106	92	119	100
国 際 業 務	—	—	—	—
合 計	27,676	27,809	26,866	28,435
国 内 業 務	27,481	27,609	26,673	28,235
国 際 業 務	194	199	192	199

有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	平成 26 年 3 月期					
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超	期間の定めないもの	合計
債 券	6,019	17,175	－	－	－	23,194
国 債	5,014	13,654	－	－	－	18,668
社 債	1,005	3,520	－	－	－	4,525
株 式	－	－	－	－	4,180	4,180
外 国 証 券	－	－	－	－	194	194
そ の 他 の 証 券	－	106	－	－	－	106
合 計	6,019	17,281	－	－	4,375	27,676

(単位：百万円)

種 類	平成 27 年 3 月期					
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超	期間の定めないもの	合計
債 券	6,523	15,610	－	－	－	22,133
国 債	6,022	12,597	－	－	－	18,619
社 債	500	3,013	－	－	－	3,513
株 式	－	－	－	－	4,420	4,420
外 国 証 券	－	－	－	－	192	192
そ の 他 の 証 券	－	119	－	－	－	119
合 計	6,523	15,730	－	－	4,613	26,866

有価証券の時価等情報

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類	平成 26 年 3 月期						平成 27 年 3 月期					
	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額				取得原価	貸借対照表計上額	評価差額			
				うち益	うち損					うち益	うち損	
債 券	23,066	23,194	128	128	－		22,033	22,133	100	100	－	
国 債	18,563	18,668	105	105	－		18,531	18,619	88	88	－	
社 債	4,503	4,525	22	22	－		3,501	3,513	12	12	－	
外 国 証 券	200	194	△ 5	－	5		200	192	△ 7	－	7	
そ の 他 の 証 券	100	106	6	6	－		100	119	19	19	－	
合 計	23,366	23,495	129	134	5		22,333	22,445	112	120	7	

当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	平成 26 年 3 月期			平成 27 年 3 月期		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
そ の 他 の 証 券	67	17	－	－	－	－

時価評価されていない有価証券の内容および貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種 類	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
関 連 法 人 等 株 式 非 上 場 株 式	－	240
そ の 他 有 価 証 券 非 上 場 株 式	4,180	4,180

信託業務の状況

信託財産残高表

(単位：百万円)

資 産	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	負 債	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
貸 出 金	403,593	342,267	指 定 金 銭 信 託	903	735
有 価 証 券	127,850	137,363	特 定 金 銭 信 託	17,538	12,325
信 託 受 益 権	2,858,438	3,563,204	年 金 信 託	112,769	125,791
受 託 有 価 証 券	8,888,627	8,368,184	投 資 信 託	1,298,088	1,921,405
金 銭 債 権	720,733	674,701	金銭信託以外の金銭の信託	2,054,264	2,117,590
有 形 固 定 資 産	88,883	75,850	有 価 証 券 の 信 託	11,825,878	11,477,068
そ の 他 債 権	5,574	3,852	金 銭 債 権 の 信 託	674,131	725,265
コ ー ル ロ ー ン	1,009,024	1,027,805	土地及びその定着物の信託	90,595	77,389
銀 行 勘 定 貸	6,660	6,638	包 括 信 託	112,729	1,000
現 金 預 け 金	2,077,515	2,258,704			
資 産 合 計	16,186,901	16,458,571	負 債 合 計	16,186,901	16,458,571

信託財産残高表注記（平成 27 年 3 月期）

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額 3,401,062 百万円を含んでおります。
- 元本補てん契約のある信託については、取扱残高はありません。

金銭信託の信託期間別の元本残高

(単位：百万円)

	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 5 年未満	5 年以上	その他	合計
平 成 26 年 3 月 期	3,832	－	13,683	903	－	18,419
平 成 27 年 3 月 期	4,650	7,664	－	750	－	13,065

◇金銭信託にかかる貸出金、財産形成給付信託、貸付信託の取扱残高はありません。

自己資本の充実の状況（単体・国内基準）

自己資本比率等の状況

(1) 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当社は、多様化・高度化するお客様のニーズに的確かつ良質な信託サービスの提供でお応えするため、「経営管理態勢の充実・高度化」を経営上の重要課題と位置付け、リスク管理態勢の一層の強化に取り組んでおります。こうした取組みにより、平成 27 年 3 月末における自己資本比率は 176.44% となり、国内基準で求められる最低所要自己資本比率 4% を大きく上回っております。

当社の資本金は、株主である農林中央金庫の 100% 出資により調達（200 億円）しており、自己資本比率の算出は、金融庁告示等に基づく適正な算出プロセスにより行っております。また、これに基づき、信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持および適切な管理を行っております。

(2) 自己資本の構成

（単位：百万円）

項 目		平成 26 年 3 月期		平成 27 年 3 月期	
			経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目	普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	34,053		34,545	
	うち、資本金及び資本剰余金の額	20,000		20,000	
	うち、利益剰余金の額	14,853		16,445	
	うち、社外流出予定額	△ 800		△ 1,900	
	コア資本にかかる基礎項目の額に算入される引当金の合計額	－		－	
	コア資本にかかる基礎項目の額（A）	34,053		34,545	
コア資本に係る調整項目	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	－	297	95	381
	うち、のれんに係るものの額	－	－	－	－
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	－	297	95	381
	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－	－	－
	意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－	－	－
	特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	－	－	－	－
	特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	－	－	－	－
	コア資本に係る調整項目の額（B）	－		95	
自己資本額（A）－（B）（C）		34,053		34,449	
リスク・アセット等	信用リスク・アセットの額の合計額（D）	7,549		8,991	
	資産（オン・バランス）項目	7,549		8,991	
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 4,202		△ 2,618	
	うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額	297		381	
	うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第 12 条第 1 項又は第 2 項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	△ 4,500		△ 3,000	
	オフ・バランス取引等項目	－		－	
	オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額（（F）／8%）（E）	8,394		10,532	
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額（F）	671		842	
	計（D）＋（E）（G）	15,944		19,524	
単体自己資本比率（国内基準）＝（C）／（G）×100		213.57%		176.44%	
コア資本に係る基礎項目比率（国内基準）＝（A）／（G）×100		213.57%		176.93%	
単体総所要自己資本額＝（G）×4%		637		780	

（注）1. 「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 19 号。以下「自己資本比率告示」という。）」に基づき算出しております。

2. 当社は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては粗利益配分手法を採用しております。
3. マーケット・リスク相当額不算入の特例を適用しております。

(3) 自己資本の充実度

a 所要自己資本の額

(単位：百万円)

項 目	平成 26 年 3 月期		平成 27 年 3 月期	
	エクスポージャー の期末残高	所要自己資本額	エクスポージャー の期末残高	所要自己資本額
信用リスク（標準的手法）	44,012	301	46,606	359
現 金	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	29,911	－	35,003	－
外国の中央政府・中央銀行向け	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,376	67	5,677	45
法人等向け	565	22	463	18
中小企業等向け及び個人向け	－	－	－	－
抵当権付住宅ローン	－	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－	－
3ヶ月以上延滞等	－	－	－	－
信用保証協会等による保証付	－	－	－	－
出 資 等	4,444	177	4,604	258
証券化（オリジネーターの場合）	－	－	－	－
証券化（オリジネーター以外の場合）	－	－	－	－
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	34	7	19	3
上記以外	680	27	838	33
オペレーショナル・リスク（粗利益配分手法）		335		421
合 計	44,012	637	46,606	780

- (注) 1. 所要自己資本額＝信用リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）、オフバランス取引および派生商品取引の与信相当額です。
3. 「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、固定資産等が含まれます。

信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

当社は貸出業務を行っておらず、国債ならびに金融債を中心とした資本金運用のほか、日本銀行への預け金等金融機関取引が主たるものとなっております。金融機関取引については、「バンクシーリング管理要領」に基づき、バンクシーリングおよび個別与信額の設定により与信管理を実施しており、与信枠を年1回見直すほか、格付変更に応じた見直しを随時実施しております。バンクシーリング等の設定は、リスク管理会議の協議を経てリスク統括部担当役員が決定しています。このほか、「自己査定実施要領」に基づき年4回の自己査定を実施しております。

(2) 標準的手法に関する事項

当社では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセットの額は、金融庁告示に基づき「規制資本管理要綱」に定める標準的手法により算出しております。各エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付機関として、以下の適格格付機関を使用することとしております。

- ・株式会社格付投資情報センター（R & I）
- ・株式会社日本格付研究所（J C R）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（S & P）
- ・フィッチ・レーティングス・リミテッド（Fitch）

なお、法人等向けエクスポージャーに一律 100% のリスク・ウェイトを用いる特例を採用しています。

(3) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高およびエクスポージャーの主な種類別の内訳

a 地域別

(単位：百万円)

		平成 26 年 3 月期				平成 27 年 3 月期			
		信用リスクに関するエクスポージャー	うち国債	うちコールローン	うち現金預け金	信用リスクに関するエクスポージャー	うち国債	うちコールローン	うち現金預け金
国	内	43,781	18,563	—	13,997	46,498	18,531	—	16,439
国	外	231	—	—	—	108	—	—	—
信用リスク期末残高計		44,012	18,563	—	13,997	46,606	18,531	—	16,439

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高は、証券化エクスポージャーに該当するものを除きます。

2. 期末残高は当期のリスク・ポジションから大幅に乖離はしていません。

b 業種別

(単位：百万円)

			平成 26 年 3 月期				平成 27 年 3 月期			
			信用リスク に関する エクスポ ージャー	うち国債	うち コールローン	うち現金 預け金	信用リスク に関する エクスポ ージャー	うち国債	うち コールローン	うち現金 預け金
法人	製造業	食料、パルプ・紙、化学	0	－	－	－	0	－	－	－
		そ の 他 製 造 業	30	－	－	－	30	－	－	－
		小 計	30	－	－	－	30	－	－	－
	非製造業	農 業 ・ 林 業 ・ 水 産 業	－	－	－	－	－	－	－	－
		建 設 業	－	－	－	－	－	－	－	－
		電気・ガス・熱供給・水道業	14	－	－	－	21	－	－	－
		情報通信業・運輸業	27	－	－	－	32	－	－	－
		卸 売 ・ 小 売 業	0	－	－	－	0	－	－	－
		各 種 サ ー ビ ス 業	7	－	－	－	7	－	－	－
		金 融 ・ 保 険 業	12,917	－	－	2,729	10,330	－	－	38
		そ の 他 非 製 造 業 等	31,015	18,563	－	11,268	36,183	18,531	－	16,400
		小 計	43,982	18,563	－	13,997	46,576	18,531	－	16,439
個 人		－	－	－	－	－	－	－		
合 計		44,012	18,563	－	13,997	46,606	18,531	－	16,439	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高は、証券化エクスポージャーに該当するものを除きます。

2. その他非製造業等には、中央政府、地方公共団体等を含みます。

c 残存期間別

(単位：百万円)

	平成 26 年 3 月期				平成 27 年 3 月期			
	信用リスク に関する エクスポ ージャー	うち国債	うち コールローン	うち現金 預け金	信用リスク に関する エクスポ ージャー	うち国債	うち コールローン	うち現金 預け金
1 年 以 内	21,733	5,000	—	13,997	25,597	6,012	—	16,439
1 年 超 3 年 以 内	10,077	8,076	—	—	3,528	2,028	—	—
3 年 超 5 年 以 内	7,094	5,486	—	—	12,111	10,490	—	—
5 年 超 7 年 以 内	—	—	—	—	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 内	—	—	—	—	—	—	—	—
10 年 超	—	—	—	—	—	—	—	—
期 限 の 定 め の な い も の	5,107	—	—	—	5,368	—	—	—
合 計	44,012	18,563	—	13,997	46,606	18,531	—	16,439

(注) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高は、証券化エクスポージャーに該当するものを除きます。

(4) 3 ヶ月以上延滞エクスポージャーまたはデフォルトしたエクスポージャーの期末残高

該当事項はありません。

(5) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および特定海外債権引当勘定の期末残高および期中の増減額

該当事項はありません。

(6) 業種別の貸出金償却の額

該当事項はありません。

(7) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分 (%)	平成 26 年 3 月期		平成 27 年 3 月期	
		外部格付を 参照するもの		外部格付を 参照するもの
0%	29,911	—	35,003	—
10%	—	—	—	—
20%	8,337	4,503	5,655	3,501
35%	—	—	—	—
50%	—	—	—	—
75%	—	—	—	—
100%	5,426	—	2,480	—
150%	—	—	3,000	—
250%	—	—	240	—
1250% (注)2	—	—	—	—
上記以外	337	—	228	—
合 計	44,012	4,503	46,606	3,501

(注) 1. 証券化エクスポージャーに該当するものを除きます。

2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としております。

3. 「上記以外」には、ルックスルー方式により信用リスク・アセットを計測するファンド等の資産が含まれております。

信用リスク削減手法に関する事項

現在、当社において該当する取引はありません。

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

現在、当社において該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

当社は「オリジネーター」として証券化取引は行っておりません。証券化商品への投資にあたっては、「証券化商品にかかる投資管理要領」および各年度の資金運用方針に基づき経営会議において商品特性、リスク特性の分析および投資判断の妥当性について審議を行うこととなっております。また、投資案件は外部格付および信用スプレッドの推移ならびに裏付資産の状況等についてモニタリングを行い、四半期ごとに経営会議に報告しております。

(2) 自己資本比率告示第 249 条第 4 項第 3 号から第 6 号までに規定する体制の整備およびその運用状況の概要

該当事項はありません。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当社は信用リスク削減手法を適用していないため、該当事項はありません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当社は証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出方法については、金融庁告示に基づき「規制資本管理要綱」に定める標準的手法を採用しております。

(5) 銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産にかかる証券化取引を行った場合における、当該証券化目的導管体の種類および銀行が当該証券化取引にかかる証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

該当事項はありません。

(6) 銀行の子法人等および関連法人等のうち、銀行が行った証券化取引にかかる証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当事項はありません。

(7) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）および「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第 14 号）に基づき会計処理を行っています。

(8) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付機関として、以下の適格格付機関を使用することとしております。

- ・株式会社格付投資情報センター（R & I）
- ・株式会社日本格付研究所（J C R）
- ・ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（S & P）
- ・フィッチ・レーティングス・リミテッド（Fitch）

(9) 定量的な情報における重要な変更

該当事項はありません。

- (10) 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
該当事項はありません。

- (11) 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

- a 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

原資産の種類	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
クレジットカード与信	－	－
住宅ローン	－	－
自動車ローン	－	－
その他（注）	7	－
合 計	7	－

(注)「その他」にはファンドに含まれる原資産の種類が不明な証券化エクスポージャーの額を含んでおります。

- b 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分（％）	平成 26 年 3 月期		平成 27 年 3 月期	
	エクスポージャーの額	所要自己資本の額	エクスポージャーの額	所要自己資本の額
20%	－	－	－	－
50%	－	－	－	－
100%	－	－	－	－
その他のリスク・ウェイト	－	－	－	－
1250%（注）	7	3	－	－
合 計	7	3	－	－

(注) リスク・ウェイト 1250% には、ファンドに含まれる原資産の種類が不明な証券化エクスポージャーの額を含んでおります。

- c 自己資本比率告示第 247 条の規定によりリスク・ウェイト 1250% を適用した証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

原資産の種類	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
クレジットカード与信	－	－
住宅ローン	－	－
自動車ローン	－	－
その他（注）	7	－
合 計	7	－

(注)「その他」にはファンドに含まれる原資産の種類が不明な証券化エクスポージャーの額を含んでおります。

- d 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当事項はありません。

- e 自己資本比率告示附則第 15 条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当事項はありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

当社では、業務を遂行する際に発生するリスクのうち、市場リスク、信用リスク、流動性リスク以外の受動的に発生するリスクを「オペレーショナル・リスク」と定義し、「オペレーショナル・リスク管理要綱」を定めて管理しております。

オペレーショナル・リスクのうち、事務リスク、法務リスク、システムリスク、人的リスクおよび有形資産リスクの5つのリスク種類については、個別の管理に加えて、顕在化したリスクを捕捉し対応策を講じるための損失情報の収集・分析を行うとともに、潜在的なリスクおよびコントロール（統制）の状況に関して統一的な管理手法である RCSA (Risk & Control Self-Assessment) により把握・分析し、リスクの管理・削減を図ることにより総合的なオペレーショナル・リスク管理および改善を行っております。このほか、事務リスクに関しては、「事務リスク管理要領」に基づく事務手続の整備ならびに自己検査・自主点検等の日常的な取組みの実施、法務リスクに関しては、「コンプライアンス・マニュアル」の制定および役職員への周知、外部専門家（弁護士、税理士等）の有効活用、法令等遵守にかかる継続的な研修会の開催等により、各リスクの管理・削減に努めております。また、これら以外のリスク（情報漏洩リスク、災害発生リスク等）についても、各管理要領に基づき、管理を行っております。

これらのリスク管理および改善の実施状況等については、内部管理等にかかる具体的な実践課題を盛り込み年度当初に策定されるリスク管理方針により定期的にレビューされ、経営層で構成されるリスク管理会議を経て、取締役会に報告されます。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法

当社では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、粗利益配分手法を採用しております。粗利益配分手法とは、1年間の粗利益を平成18年金融庁告示第19号別表第1に定める業務区分に配分し、当該業務区分に対応する掛け目を乗じた額の合計額の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とする計算手法です。

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

出資等または株式等エクスポージャーのリスク管理については、自己査定実施要領等に基づき管理を行っております。なお、当社は時価のある株式等は保有しておりません。時価を把握することが極めて困難と認められる株式等の会計上の評価については、移動平均法による原価法により行っています。

(2) 貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成26年3月期		平成27年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等エクスポージャー	－	－	－	－
上記以外の株式等エクスポージャー	4,180		4,420	

(3) 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却にかかる損益の額

該当事項はありません。

(4) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項はありません。

(5) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項はありません。

金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（債券等）が、金利の変動により価値が変動し損失を被るリスク等を指します。

当社の銀行勘定における資金運用は、現状、国債中心のポートフォリオ構成となっております。資金運用の基本的な方針等については、フロント部門の発議により経営層で構成する経営会議で協議され、運用状況についてはミドル部門が、市場リスク管理要綱に基づきモニタリングを行っています。モニタリング結果については、四半期ごとに経営層で構成するリスク管理会議に報告されます。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクの算出および管理については、国債等債券を対象に、市場金利が上方向に 200 bp（2%）変動した時に受ける金利リスク量の計測およびヒストリカル・シミュレーション法（保有期間 240 日、信頼区間 99.5%、観測期間 750 営業日）に基づく VaR の計測により実施しております。

(3) 金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済的価値の増減額

(単位：百万円)

	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
当社が内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済的価値の増減額（上方向の 200 bp 平行移動）	△ 1,183	△ 1,167

報酬等に関する開示事項

1. 当社の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当社の取締役および監査役であります。なお、社外監査役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当社では、対象役員以外の当社の役員および従業員のうち、「高額の報酬を受ける者」で当社の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

(ア) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、「4. 当社の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項」記載の対象役員の「報酬等の総額」を同記載の「人数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。また、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」で足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

(イ) 「当社の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「当社の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当社の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であり、資金運用部門、同統制部門に携わる者を対象として判断しております。

(2) 対象役員の報酬等の決定について

当社では、株主総会において役員報酬の総額（上限額）を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議に一任されております。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額および報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月)
取締役会	1 回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行にかかる対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

2. 当社の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

(1) 報酬等に関する方針について

①「対象役員」の報酬等に関する方針

役員の報酬等は、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、取締役会にて決定しております。なお、監査役の報酬については、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、社外監査役を含む監査役の協議により決定しております。

②「対象従業員」の報酬等に関する方針

従業員の給与、賞与および退職金につきましては、当社における「給与規程」および「退職給与金規程」に基づき支払っております。

なお、これらの規程は、当社の全職員を対象に適用されるものであり、主として算定方法および支払時期について規定しております。

3. 当社の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員等の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。リスク管理に悪影響を及ぼしたり、業績に過度に連動する報酬体系にはなっておりません。

4. 当社の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

区分	人数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の総額		
			基本報酬・給与	賞与	退職慰労金
対象役員 (除く社外取締役・社外監査役)	9	124	124	—	—
対象従業員等	5	80	50	29	—

関連法人等の状況

名称	主たる営業所または 事務所の所在地・電話	事業の内容	設立年月日	資本金（百万円） 議決権の所有割合（％）
農林中金バリューインベ ストメンツ（株）	〒101-0047 東京都千代田区内神田一丁目 1 番 12 号 03-5283-0177	投資助言	平成 26 年 10 月 2 日	400 30.00

＜事業の概況＞

農林中金バリューインベストメンツ株式会社は、農中信託銀行社内における投資助言業務を行う部署（企業投資部）から独立して、平成 26 年 10 月 2 日に農林中央金庫 70％ および農中信託銀行 30％ の出資により、設立されました。設立の目的は、より高度で良質な投資助言業務を提供することで、農林中央金庫グループの一員として金融仲介機能を発揮するとともに、価値に基づく資本配分を通じた経世済民の実現を目指すものです。

平成 26 年度の業容・業績について期末の投資助言残高は 167,595 百万円となりました。損益につきましては、投資助言報酬が 283 百万円となり、経常利益は 211 百万円となりました。

索引（法定開示項目一覧）

開示に関する項目（銀行法施行規則第十九条の二）

一 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
イ 経営の組織	4
ロ 持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項	
（１）氏名	表紙裏
（２）各株主の持株数	表紙裏
（３）発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	表紙裏
ハ 取締役及び監査役の氏名及び役職名	3
ニ 会計参与の氏名又は名称	－
ホ 会計監査人の名称	表紙裏
ヘ 営業所の名称及び所在地	表紙裏
ト 当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者に関する事項	－
チ 外国における法第二条第十四項各号に掲げる行為の受託者に関する事項	－
二 銀行の主要な業務の内容（信託業務の内容を含む）	7～8

三 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
イ 直近の事業年度における事業の概況	13
ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標	
（１）経常収益	14
（２）経常利益又は経常損失	14
（３）当期純利益若しくは当期純損失	14
（４）資本金及び発行済株式の総数	14
（５）純資産額	14
（６）総資産額	14
（７）預金残高	14
（８）貸出金残高	14
（９）有価証券残高	14
（10）単体自己資本比率	14
（11）配当性向	14
（12）従業員数	14
（13）信託報酬	14
（14）信託勘定貸出金残高	14

(15) 信託勘定有価証券残高	14	(6) 金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の残高	該当なし
(16) 信託財産額	14	(7) 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高	該当なし
ハ 直近の二事業年度における業務の状況を示す指標		(8) 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高	該当なし
主要な業務の状況を示す指標		(9) 使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高	該当なし
(1) 業務粗利益及び業務粗利益率	20	(10) 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	該当なし
(2) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支	20	(11) 中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	該当なし
(3) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	20	(12) 金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分をいう。）の残高	該当なし
(4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	20		
(5) 総資産経常利益率及び資本経常利益率	20		
(6) 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	20		
預金に関する指標		四 銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項	
(1) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	該当なし	イ リスク管理の体制	9～10
(2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	該当なし	ロ 法令遵守の体制	10
貸出金等に関する指標		ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	11
(1) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	該当なし	ニ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項	
(2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	該当なし	(1) 指定紛争解決機関が存在する場合 当該銀行が法十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称	12
(3) 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び支払承認見返額	該当なし	(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行の法十二条の三第一項第一号に定める苦情処理措置および紛争解決措置の内容	12
(4) 使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高	該当なし	五 銀行の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
(5) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	該当なし	イ 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書	15～17
(6) 中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	該当なし	ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
(7) 特定海外債権残高の五パーセント以上を占める国別の残高	該当なし	(1) 破綻先債権に該当する貸出金	該当なし
(8) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	該当なし	(2) 延滞債権に該当する貸出金	該当なし
有価証券に関する指標		(3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸出金	該当なし
(1) 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高	該当なし	(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	該当なし
(2) 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の残存期間別の残高	22	ハ 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	該当なし
(3) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の平均残高	21	ニ 自己資本の充実の状況	24～30
(4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	該当なし	ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
信託業務に関する指標		(1) 有価証券	22
(1) 信託財産残高表（注記事項を含む。）	23	(2) 金銭の信託	該当なし
(2) 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の受託残高	23	(3) 第十三条の三第一項第五号に掲げる取引	該当なし
(3) 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の種類別の受託残高	該当なし	ヘ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	該当なし
(4) 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	23	ト 貸出金償却の額	該当なし
(5) 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高	該当なし	チ 法第二十条第一項の規定により作成した書面について会社法第三百九十六条第一項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	19
		リ 銀行が貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	該当なし
		ヌ 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	該当なし

六 報酬等に関する事項であって、銀行の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	31～32	2 外国銀行支店に係る銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるもの	—
七 事業年度の末日において、当該銀行が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象	該当なし	資産の査定に関する事項 (金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則) 対象となる債権その他の資産はありません。	

索引（法定開示項目一覧）

開示に関する項目（銀行法施行規則第十九条の三）		二 銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項	
一 銀行及びその子会社等の概況		イ 直近の事業年度における事業の概況	7～8, 33
イ 銀行の概況及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	7～8, 33	ロ 直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標	該当なし
ロ 銀行の子会社等に関する次に掲げる事項		三 直近の二連結会計年度における財産の状況に関する事項	該当なし
（1）名称	33	四 報酬等に関する事項であって、銀行の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	31～32
（2）主たる営業所又は事務所の所在地	33	五 事業年度の末日において、当該銀行が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象	該当なし
（3）資本金又は出資金	33		
（4）事業の内容	33		
（5）設立年月日	33		
（6）銀行が保有する子会社等の議決権の割合	33		
（7）銀行の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権に占める割合	該当なし		

索引（自己資本の充実の状況に関する法定開示項目一覧）

単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二に基づく平成二十六年金融庁告示第七号第十条第三項および第四項）

1 定性的な開示事項		2 定量的な開示事項	
一 自己資本調達手段の概要	24	一 自己資本の充実度に関する事項	25
二 銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	24	二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項	25～27
三 信用リスクに関する事項	25	三 信用リスク削減手法に関する事項	28
四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	28	四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	28
五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	28	五 証券化エクスポージャーに関する事項	28～29
六 証券化エクスポージャーに関する事項	28	六 マーケット・リスクに関する事項	該当なし
七 マーケット・リスクに関する事項	該当なし	七 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	30
八 オペレーショナル・リスクに関する事項	30	八 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	該当なし
九 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	30	九 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	31
十 銀行勘定における金利リスクに関する事項	31		

六 報酬等に関する事項であって、銀行の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの 31～32

七 事業年度の末日において、当該銀行が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象 該当なし

2 外国銀行支店に係る銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるもの -

資産の査定に関する事項
(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則)
対象となる債権その他の資産はありません。

索引（法定開示項目一覧）

開示に関する項目（銀行法施行規則第十九条の三）

一 銀行及びその子会社等の概況

イ 銀行の概況及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 7～8, 33

ロ 銀行の子会社等に関する次に掲げる事項

（１）名称 33

（２）主たる営業所又は事務所の所在地 33

（３）資本金又は出資金 33

（４）事業の内容 33

（５）設立年月日 33

（６）銀行が保有する子会社等の議決権の割合 33

（７）銀行の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権に占める割合 該当なし

二 銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項

イ 直近の事業年度における事業の概況 7～8, 33

ロ 直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標 該当なし

三 直近の二連結会計年度における財産の状況に関する事項 該当なし

四 報酬等に関する事項であって、銀行の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの 31～32

五 事業年度の末日において、当該銀行が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象 該当なし

索引（自己資本の充実の状況に関する法定開示項目一覧）

単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二に基づく平成二十六年金融庁告示第七号第十条第三項および第四項）

1 定性的な開示事項

一 自己資本調達手段の概要 24

二 銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要 24

三 信用リスクに関する事項 25

四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 28

五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 28

六 証券化エクスポージャーに関する事項 28

七 マーケット・リスクに関する事項 該当なし

八 オペレーショナル・リスクに関する事項 30

九 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 30

十 銀行勘定における金利リスクに関する事項 31

2 定量的な開示事項

一 自己資本の充実度に関する事項 25

二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項 25～27

三 信用リスク削減手法に関する事項 28

四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 ... 28

五 証券化エクスポージャーに関する事項 28～29

六 マーケット・リスクに関する事項 該当なし

七 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 30

八 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 ... 該当なし

九 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 31

